

令和 7 年 鰯ヶ沢町農業委員会 第 2 回定例総会会議録

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議
鰯ヶ沢町役場 2 階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉 会
8. その他

◎出席委員 13名

1 番 木村 賢一	10 番 木村 暢子
2 番 長谷川 貴輝	11 番 工藤 修二
4 番 木村 優仁	12 番 工藤 文信
5 番 今 仁司	13 番 對馬 孝
6 番 神 秀穂	14 番 工藤 清
7 番 神 文人	
8 番 三上 三樹	
9 番 佐藤 松子	

◎欠席委員 3 番 大谷 大輝

事務局	1. 開会 ただ今より令和7年第2回定例総会を開会致します。 はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の長谷川貴輝委員、8番の三上三樹委員にお願いします。 書記については事務局職員にお願いします。
事務局	4. 諸般の報告

事務局	諸般の報告を事務局お願いします。 報告第 1 号 令和 7 年 1 月 2 1 日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鰯ヶ沢町役場 1 階会議室 出席者：三上三樹委員、三上一雄推進委員、事務局（工藤、齋藤） 報告第 2 号 令和 7 年 1 月 2 7 日 農地法第 3 条許可申請に係る事前調査会 場 所：大字湯舟町字七尾地内、若山地内、大字建石町字餅ノ沢地内 大字赤石町字中坪地内、家岸地内 出席者：工藤文信委員、長谷川貴輝委員、一戸悦雄推進委員 事務局（工藤、齋藤）
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について 議案第 7 号 令和 7 年度農作業雇用標準賃金、料金表（案）の承認について 議案第 8 号 令和 6 年鰯ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について 議案第 9 号 鰯ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の任命の承認を求めることについて 以上 5 議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案第 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第 5 号の説明に入ります。3 ページをお開き下さい。 番号 2 番の詳細について説明します。 番号 2 番 農地の所在 大字湯舟町字七尾 169 番 22 地 目 登記、現況ともに田 面 積 921 m² 外 6 筆で合計面積は 16,851 m² 貸付人と借受人は記載のとおりです。

親子間による使用貸借です。

番号 3 番

農地の所在 大字建石町字餅ノ沢 85 番 1

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 4,689 m²

外 1 筆で合計面積は 9,205 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買です。

番号 4 番

農地の所在 大字湯舟町字七尾 302 番 2

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 18,360 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買です。

番号 5 番

農地の所在 大字赤石町字中坪 47 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 2,490 m²

外 1 筆で合計面積は 6,256 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

あっせんによる売買です。

番号 6 番

農地の所在 大字赤石町字家岸 106 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 173 m²

外 3 筆で合計面積は 430 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による売買です。

このことについて、資料 5 頁をごらんください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 2 番については水稻の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 3 番については果樹の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 4 番については野菜等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 5 番については水稻の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

事務局

番号 6 番については水稻の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお 1 月 27 日に工藤文信委員、長谷川貴輝委員、一戸悦雄推進委員、事務局が航空写真で調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

ただいまの番号 5 番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農業委員の三上一雄委員より、結果報告をお願いします。

三上一雄
推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第 5 号 5 番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の赤石町字中坪 4 7 番、登記簿地目現況ともに田、面積が 2, 490 m²、外 1 筆、合計面積 6, 2 5 6 m²の移動に関して、令和 7 年 1 月 2 1 日午前 1 0 時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の 2 名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を 125 万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、1 0 アール当たりでは、約 20 万円となります。

以上、報告を終わります。

議長

それでは番号 5 番について審議に入ります。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 5 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 5 号について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

それでは議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、5 頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	12件	60,743 m ²
新規	4件	38,869 m ²
計	16件	99,612 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	6筆	11,201 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	28筆	88,411 m ²
計	34筆	99,612 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	16名
借手農家	11名

地目別面積

田	99,612 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	99,612 m ²

3. 総地目別面積

田	99,612 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	99,612 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	3名
受け手農家	4名

地目別面積

田	20,858 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号17

農地の所在 鯉ヶ沢町大字館前町字館ノ下76番

事務局

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1, 5 5 2 m²

外 2 筆で合計面積は 4, 0 6 0 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 8

農地の所在 鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎 6 2 番 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 7, 3 8 6 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 1 9

農地の所在 鰺ヶ沢町大字小屋敷町字クゴ谷地 6 番 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 6, 2 5 1 m²

外 1 筆で合計面積は 1 2, 4 5 3 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 全部で 1 0 0, 0 0 0 円で契約しております。

番号 2 0

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字大平 1 9 9 番 6 4

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1 4, 9 7 0 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 亀ヶ岡みらい大豆転作料

番号 2 1

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字家岸 7 0 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 0 4 8 m²

外 3 筆で合計面積は 4, 3 5 5 m²です。

事務局

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 2

農地の所在 鯉ヶ沢町大字赤石町字家岸 8 1 番 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 8 5 m²

外 3 筆で合計面積は 5, 4 8 9 m²です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 2 3

農地の所在 鯉ヶ沢町大字赤石町字家岸 1 1 6 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 7 1 2 m²

外 1 筆で合計面積は 5, 7 1 2 m²です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 4

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南金沢町字上唐松 7 7 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 8 3 0 m²

外 1 筆で合計面積は 6, 6 8 4 m²です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1. 5 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 2 5

農地の所在 鯉ヶ沢町大字種里町字前田 9 7 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 8 8 8 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

事務局

期 間 10年
賃借料 10a 当り 1.5 俵（玄米）で契約しております。

番号 26
農地の所在 鯉ヶ沢町大字種里町字前田 95 番
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 1,007 m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り 1.5 俵（玄米）で契約しております。

番号 27
農地の所在 鯉ヶ沢町大字一ツ森町字大谷小然 38 番 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 1,936 m²

外 3 筆で合計面積は 8,264 m²です。
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 全部で 2 俵で法定相続人と契約しております。

番号 28
農地の所在 鯉ヶ沢町大字一ツ森町字葛ヶ沢 36 番 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 4,081 m²

外 2 筆で合計面積は 5,699 m²です。
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 29
農地の所在 鯉ヶ沢町大字一ツ森町字上大谷 55 番 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,327 m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 全部で 1 俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号 30

農地の所在 鯨ヶ沢町大字鬼袋町字大柳 35 番 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4, 577 m²

外 1 筆で合計面積は 7, 346 m²です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 31

農地の所在 鯨ヶ沢町大字中村町字下清水崎 55 番 2

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 5, 190 m²

外 1 筆で合計面積は 7, 313 m²です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 32

農地の所在 鯨ヶ沢町大字芦荻町字下雲母坂 105 番 4

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3, 659 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10 年

賃借料 10a 当り 5, 000 円で契約しております。

続きまして、一括方式の詳細について説明いたします。

15 頁をお開き下さい。

番号 1

農地の所在 鯨ヶ沢町大字日照田町字野脇 324 番 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 670 m²

外 3 筆で合計面積は 3, 807 m²です。

新規

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

あおもり農業支援センター

利用目的 田

期 間 10 年

賃借料 10a 当り 15, 000 円で契約しております。

事務局

番号 2
農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋 2 5 6 番 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2, 3 1 8 m²
新規
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
あおもり農業支援センター
利用目的 田
期 間 1 0 年
賃借料 10a 当り 8, 0 0 0 円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第 6 号について審議に入ります。
議案第 6 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 6 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 6 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。
続きまして議案第 7 号 令和 7 年度農作業雇用標準賃金、料金表(案)の承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 7 号の説明に入ります。
1 7 ページをお開き下さい。
令和 7 年度農作業雇用標準賃金表(案)の承認についてであります。
農作業賃金についてありますが、昨年の 1 0 月、青森県の最低賃金が 8 9 8 円から 9 5 3 円に変更されました。
9 5 3 円掛ける 8 時間で 7, 6 2 4 円となり、昨年決定した 7, 2 0 0 円をこえますので、標準賃金については最低賃金を超える 7, 7 0 0 円としております。
次に、りんごの剪定の賃金は 1, 0 0 0 円上げて 1 1, 0 0 0 円としております。
機械等の賃料につきましては、バインダー、ハーベスターは前年度据え置きしていただきましたので、5 0 0 円あげて、7, 0 0 0 円 8, 0 0 0 円としております。
外は据え置きです。

最後にオペレーター賃金を 4 0 0 円上げて、8, 2 0 0 円としております。
この案につきまして、この場で委員の皆様が議論し合って承認という形をとりたいと思います。
承認された賃金表につきましては、町広報に掲載するほか、つがる市等の農業委員会等に通知する予定としております。
以上です。

議長	それでは議案第7号について審議に入ります。 議案第7号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第7号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第7号、令和7年度農作業雇用標準賃金、料金表(案)の承認について、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして議案第8号、令和6年鰯ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第8号の説明に入ります。 18ページをお開き下さい。 令和6年鰯ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件についてです。 令和6年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10a当りについて、情報提供することの承認を求めるものであります。 19ページをご覧ください。 田と畑を分けて、地区別赤石から鳴沢・鰯舞戸地区の平均最高最低のデータを提供しております。 鰯ヶ沢町の田の平均は12,400円です。 米で貸借している場合は、令和6年産のJA米まっしぐらの1等概算払いの玄米60kg当り15,000円で換算しております。 畑の平均は6,000円となっております。 賃借料情報につきましては、先ほどの標準賃金表と併せて情報提供という事で、鰯ヶ沢町広報に参考として載せることとしております。 以上です。
議長	それでは議案第8号について審議に入ります。 議案第8号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってからなお、発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第8号、令和6年鰯ヶ沢町の農地賃借料情報提供の件について原案のとおり承認することに決定をいたします。 続きまして議案第9号、鰯ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選

議長	考委員会委員の任命の承認を求めることについての件について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第9号の説明に入ります。 20ページをお開き下さい。 鯉ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の任命の承認を求めることについて、鯉ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程第3条の規定に基づき選考委員会委員の任命について提案するので承認を求めるものであります 鯉ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程第3条では、選考委員会の委員は、次の職にあるものとし、農業委員会が任命する。 (1) 農業委員会会長 (2) 農業委員会会長職務代理者 (3) 農業委員4名(中立委員又は女性委員1名を含むものとする) となっております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは議案第9号について審議に入ります。 議案第9号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってからなお、発言をするようお願いいたします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第9号、鯉ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の任命の承認を求める。 ことについての件について原案のとおり承認することに決定をいたします。
議長	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和7年第2回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いいたします。
事務局	8. その他 ・次回の総会は3月11日(火)午前10時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

会	長	工	藤	清
会議録署名者		三	上	三 樹
〃		長谷川	貴	輝